

## 静岡県立大学キャリア支援委員会規程

平成19年7月12日 規程第130号

改正 平成24年4月1日

### (設置)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）に在学する学生のキャリア形成に対する支援（以下、「キャリア支援」という。）を推進するため、静岡県立大学学則第22条第1項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学キャリア支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について承認のうえ、連携し協力する。

- (1) キャリア支援センターの事業に関すること。
- (2) 各学部（短期大学部を含む。）、各研究科及び薬食生命科学総合学府のキャリア支援に関すること。
- (3) その他、キャリア支援に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) キャリア支援センターセンター長（以下、「センター長」という。）
- (2) キャリア支援センター副センター長（以下、「副センター長」という。）
- (3) キャリア支援センター分所長
- (4) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (5) 研究科ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (6) 学府に属する、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者2人
- (7) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (8) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第4条 前条第4号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(学部キャリア支援委員会)

第7条 委員会は、学生のキャリア支援に関する必要な事項を適切に実施するため、別に学部キャリア支援委員会を置くことができる。

- 2 学部キャリア支援委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、キャリア支援センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年7月12日から施行する。

(静岡県立大学就職委員会規程の廃止)

- 2 静岡県立大学就職委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。